

2015年5月11日

**「じぶんからだクラブ®」が自宅で採血する新サービスを開始
サービス提供店舗数が2000店を突破**

株式会社生命科学インスティテュート
健康ライフコンパス株式会社

株式会社生命科学インスティテュート（本社：東京都千代田区、社長：木曾 誠一）グループの健康ライフコンパス株式会社（本社：東京都千代田区、社長：佐藤 龍平）が提供する「じぶんからだクラブ®」では、従来からの店頭で自己採血するサービスに加え、新たに自宅で自己採血するサービスを開始いたします。この新サービスを合わせ、サービス実施店舗数が合計2000店を突破することをお知らせ致します。

生命科学インスティテュートは、株式会社三菱ケミカルホールディングス傘下でヘルスケアソリューション事業を展開しています。

「じぶんからだクラブ®」とは、ドラッグストアの店頭で簡単な採血キットを用いて利用者ご自身に採血して頂くことで、肝機能、脂質など成人病に関連する13の検査項目のセルフチェックが一度にできるサービスです。採取した血液サンプルは、同じく生命科学インスティテュートグループの診断検査会社である株式会社LSIメディエンス（本社：東京都千代田区、社長：吉原 伸一）に送付され、検査が行われます。

新たに開始する「おうちで簡単 血液検査 生活習慣病関連13項目」は、店頭で検査セットを購入、自宅で自己採血にて作成した検体を郵送により提出し、検査を行うサービスです。検体の冷蔵輸送等による品質管理、実績のあるLSIメディエンスによる検査、医療機関による結果報告書の作成を取り入れること等により、これまでの店頭自己採血サービスと同等のクオリティを持ったサービスを自宅でも利用できるようになりました。新サービスの検査セットは6月よりツルハホールディングス全店舗で販売を開始いたします。

また、店頭での自己採血によるセルフチェックサービスも2014年2月に「グレーゾーン解消制度」により、利用者による自己採血や結果に基づいたアドバイスが認められて以降、ツルハホールディングスを中心に順調に店舗数を増やしてきました(3月末時点で281店舗)。このたび、ウエルシア薬局、キリン堂で一部を除くほぼ全店で導入が決定するなど、5月末までに新たに約750店においてサービス実施を開始することが決定しました。これにより新サービス導入店舗と合わせ、全国で2000店を越す店舗で「じぶんからだクラブ」のサービスをご提供できることとなります。

今後も生命科学インスティテュートおよび健康ライフコンパスは、より多くの方のセルフメディケーションに本サービスを取り入れていただけるように、今後一層のサービス拡充および実施店舗拡大に努めて参ります。

＜本件に関するお問合せ先＞

(報道関係) ㈱三菱ケミカルホールディングス 広報・IR室 03-6748-7140

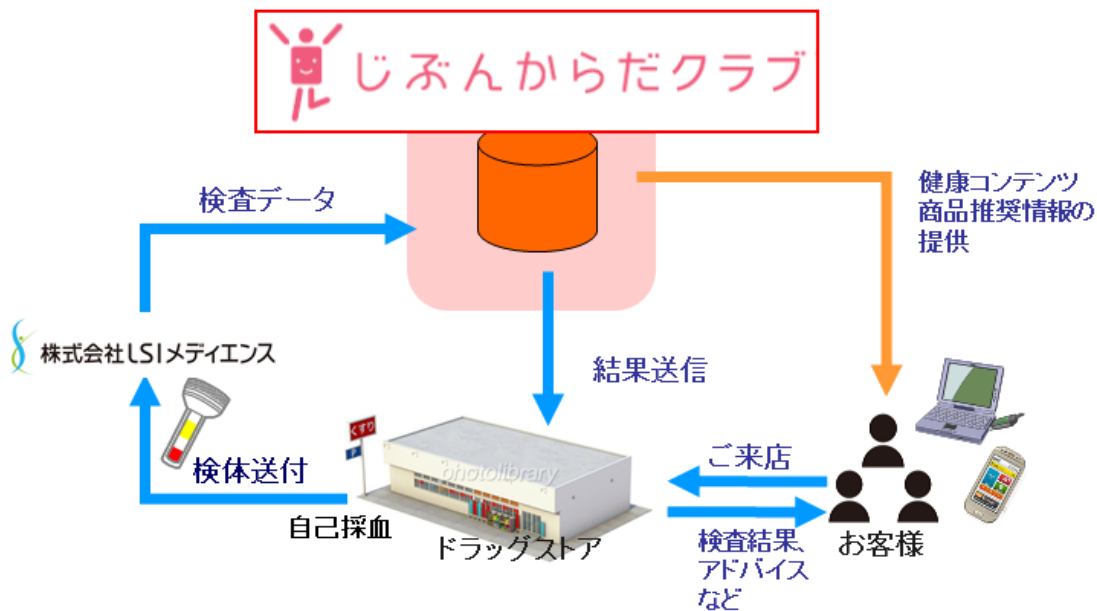
(その他サービスに関するお問合せ) 健康ライフコンパス株式会社 03-5577-0441

【健康ライフコンパス株式会社の会社概要】

- 本社所在地 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 4 号
- 社長 佐藤 龍平
- 設立 2013 年 4 月
- 資本金 4 億円
- 事業概要 主としてドラッグストアにおける個人向け健康セルフチェックサービスの提供及び健康関連サービス事業者への同セルフチェックサービスの提供

【「じぶんからだクラブ®」 検査項目一覧】

- 肝機能 5 項目 (AST、ALT、 γ -GTP、ALP、総ビリルビン)
- 脂質 4 項目 (総コレステロール、HDL コレステロール、LDL コレステロール、中性脂肪)
- 腎機能 3 項目 (クレアチニン、尿素窒素、尿酸)
- 血糖 (HbA1c)



図：じぶんからだクラブサービス概要



写真①：自己採血の様子



写真②：郵送検診で使用するキット(イメージ)

【経済産業省の示すガイドラインについて】

薬局店頭等での自己採血による血液検査サービスに関し、3月31日に経済産業省から「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」が発出され、健康ライフコンパス株式会社へのグレーゾーン解消制度に関する回答書とは別に、同分野での一般的なガイドラインが示されました。また、4月9日には厚生労働省から「検体測定室に関するガイドライン」が発出され、薬局店頭等での自己採血による血液の診療の用に供するものではない生化学検査を行う施設として「検体測定室」設置の法的基準が明確化されました。

なお、「じぶんからだクラブ®」のサービスは、LSI メディエンス社にて生化学検査を行うものであり、このサービスを実施していただく店舗は、「検体測定室」には該当しません。

【グレーゾーン解消制度に基づく健康ライフコンパスからの照会に対する回答書の概要】

「規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する回答書」

- ① 利用者が自身の指先から採血を行う行為は、「医業」に該当しないため、医師法に違反するものではない。
- ② 採取した血液の遠心分離を店舗内で行うことは、医行為に該当せず、医師法および臨床検査技師法に違反するものではない。
- ③ 検査結果を利用者本人に渡す際に、以下の行為を行うことは医行為に該当せず、医師法に違反しない。
 - 検査項目の値について、「一般的な基準値内ではあるが境界に近い値」と言える範囲をあらかじめ医師の判断に従って作成しておき、検査結果がその範囲内にある利用者に対し、生活上の注意を行うこと、一般用医薬品および健康食品・サプリメントを紹介すること
 - 検査項目の値について、「一般的な基準値内より高い(または低い)」と言える範囲をあらかじめ医師の判断に従って作成しておき、検査結果がその範囲内にある利用者に対し、より詳しい検診を受けるよう勧めること